

平成 30 年度長野県計画に関する  
事後評価  
(令和元年度実施分)

令和 3 年 1 月  
長野県

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.13】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 1,442 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	郡市歯科医師会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養患者のQOLを向上させるためには、最期まで自分の口で食べられるように口腔機能の維持・回復・向上が不可欠であり、地域において切れ目のない歯科医療提供体制が必要であるが、歯科以外の医療関係者や介護従事者と連携して在宅療養者のケアにあたれる地域が少ないのが現状である。 アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所数 266か所（H29時点）→ 268か所（H30目標）	
事業の内容（当初計画）	①平成24年3月に設置された「在宅歯科医療連携室」の運営として、在宅歯科受診希望者に対する実施歯科診療所等の紹介や当該診療所等への在宅歯科医療機器の貸出等の業務を実施する。 ②在宅歯科医療連携室を中心とした、地域での在宅歯科医療に関する相談窓口を開設し、運営と在宅歯科医療機器の貸出等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療機器の貸出件数：50 件／年	
アウトプット指標（達成値）	在宅歯科医療機器の貸出件数：27 件／年	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所数 266 か所（H29 時点）→271 か所（R1 時点）  <b>（1）事業の有効性</b> 地域の歯科医師会を中心として療養患者に充実した歯科医療や口腔ケアが実施できる体制づくりが進んだ。 <b>（2）事業の効率性</b> 在宅歯科医療連携室の運営窓口として郡市歯科医師会が事業を行うことにより、効率的に歯科医療体制の整備が図られた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.16】 信州医師確保総合支援センター運営事業	【総事業費】 32,734 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	長野県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医学生修学資金貸与者等（以下貸与者）の累計は 200 名（H30.8 現在）となり、そのキャリア形成支援と、研修先や勤務先の配置に向けた調整を行い、首都圏に集中している医師を、本県へ効果的に招へいするための施策の展開が必要となっている。</p> <p>アウトカム指標：人口 10 万人当たり医療施設従事医師数 226 人（H28 時点）→ 250 人（H35 目標）</p>	
事業の内容（当初計画）	地域医療を担う医師のキャリア形成を支援しながら、確保・定着を図るとともに、総合的な医師確保対策を実施するため県庁内に設置した「信州医師確保総合支援センター」の運営を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>キャリア形成プログラムの作成数：3</p> <p>医師派遣・あっせん数：8 件</p> <p>修学資金貸与医師の勤務配置件数：18 件</p> <p>令和 2 年度地域枠入学者数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合：10 割</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>キャリア形成プログラムの作成数：3 件</p> <p>医師派遣・あっせん数：7 件</p> <p>修学資金貸与医師の勤務配置件数：27 件</p> <p>令和 2 年度地域枠入学者数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合：10 割</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 人口 10 万人当たり医療施設従事医師数 236 人（R2 時点）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> センターの専任医師及び専従職員を中心にして、地域医療を担う医師の確保・定着及び医師の偏在解消に向けた事業を展開し、修学資金貸与者の県内でのキャリア形成が図られている。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 信州大学医学部及び県立病院機構に分室を置き、一部事業を委託するなどして効率的に運営している。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.17】 長野県ドクターバンク事業	【総事業費】 4,551 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	長野県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内は、依然として医師不足の状況であり、一人でも多くの医師に、県内で就業してもらい必要がある。特に同じ県内でもあっても偏在があることから、きめ細かな医師と病院のマッチングを行わなければならない。</p> <p>アウトカム指標：人口10万人当たり医療施設従事医師数 226 人（H28 時点）→ 250 人（H35 目標）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県内病院の医師不足を解消するため、Uターン・Iターンを希望する県外医師や出産・育児等による職場復帰を希望する女性医師等の求職と病院の求人についてドクターバンクを設置し医師無料職業紹介を実施する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	ドクターバンク事業の年間成約件数：8 件	
アウトプット指標（達成値）	ドクターバンク事業の年間成約件数：7 件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 人口 10 万人当たり医療施設従事医師数 236 人（R2 時点）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 県内での就業を希望する医師に対するきめ細かいコーディネートや他県で活躍する本県出身の医師への働きかけ等により、県内の医師数の増加につなげることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 相手方の希望を前提としつつ、医師不足感の特に強い医療機関の紹介に努めた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.20】 長期連休時における精神保健指定医確保事業	【総事業費】 713 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	長野県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>休日の精神保健福祉法に基づく措置通報時は 2 名の精神保健指定医の確保が困難であることから、緊急措置入院（精神保健指定医 1 名の診察で 72 時間に限り強制入院）対応とすることが多くなるが、盆期間や年末年始等、医療機関の休診日が連続する場合、普段よりも精神保健指定医の確保がさらに困難となる。</p> <p>長期連休時は、緊急措置入院の期限前に平時の診療体制に戻らないため、2 人目の精神保健指定医が確保できないまま期限を迎え、自傷・他害のおそれのある精神障がい者を地域へ戻さざるを得なくなるリスクを抱えながら対応しているところである。</p> <p>アウトカム指標：円滑な措置入院を可能とする精神保健指定医の確保 2/10 医療圏（H27）→ 10/10 医療圏（H37 目標）</p>	
事業の内容（当初計画）	医療機関の休診日が連続する年末年始等において、輪番病院等は別に精神保健指定医を確保するため、診療所等に勤務している精神保健指定医の有償待機制度を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	精神保健指定医による有償待機：延べ 16 名以上の確保	
アウトプット指標（達成値）	精神保健指定医による有償待機：延べ 31 名以上の確保	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：円滑な措置入院を可能とする精神保健指定医の確保 2/10 医療圏（H27）→ 8/10 医療圏</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 医療機関の休診日が連続するゴールデンウィークにおいて、精神保健指定医を 8 医療圏に 1 名ずつ確保し、また年末年始において、同指定医を 5 医療圏に 1 名ずつ、2 医療圏に 2 名ずつ確保することにより、円滑な措置入院を可能とする医療提供体制を整えることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 措置入院に係る通報件数が多い医療圏に複数名の精神保健指定医を確保するなど、当該医療圏内において措置診察に対応する精神保健指定医を一定数確保することで、全県として、より迅速な医療提供体制を整えることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.24】 特定行為研修受講支援事業	【総事業費】 3,548 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内の医療機関	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県の 65 歳以上の高齢者人口は 2032 年に 64 万人と 2010 年と比較して 7 万人増加すると見込まれており、自宅や施設など住み慣れた地域で人生最後を迎えることができる体制の整備が求められている。このため、平成 27 年度から、研修を受けた看護師が、医師の判断を待たずに、手順書により、特定行為（例えば脱水時の点滴）を行うことができる制度が創設されている。</p>	
	<p>アウトカム指標：訪問看護ステーションの看護職員数 983人（2016年時点）→1,104人（2022年目標）</p>	
事業の内容（当初計画）	在宅医療に従事する看護師の特定行為研修の受講に要する経費（受講料、旅費）の支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療分野における特定行為研修修了看護師数 10 人以上	
アウトプット指標（達成値）	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 特定行為研修修了看護師数 10 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションの看護職員数：1,134 人（H31. 3. 31 時点）	
	<p><b>（1）事業の有効性</b> 特定行為研修の受講に要する経費を補助し研修環境を整えることで、今後、在宅医療に従事する専門的な知識と技能を身に着けた看護師が育成された。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 県内医療機関および訪問看護ステーションへ在宅医療分野における特定行為の実践力の高い看護職員を配置することにつながっている。</p>	
その他		